

森林組合だより



夕焼けの鳥海山

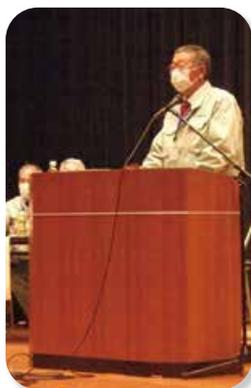
あいさつ

代表理事組合長 高橋 一泰

残暑の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて新型コロナウイルス感染症の収束の見通しがつかない中ではありましたが、第十四回北庄内森林組合、通常総代会を去る五月二十六日、ひらたタウンセンターシアターオズに於いて開催いたしました。今年も昨年に引き続きコロナ感染症対策に万全を尽くし提案の全議案九件、原案のとおり可決を頂いた次第です。

令和三年度の組合の事業結果等につきましては事業概要に詳しく記載の通りでありますのでご覧頂きたいと思っております。また皆様ご承知の通り、当組合では指導、販売、森林整備の三つの部門を中心に事業等を展開しております。昨年度は各部門とも、計画比を上回る事業を達成することが出来ました。これも一重に行政当局のご指導、ご支援の賜と組合員各位の深いご理解とご協力を頂いた結果と厚く御礼申し上げます。また令和四年度も総代会に於いて、ご承認頂いた新年度運営方針に沿って役員一丸となり着実に事業を進めてまいりる所存でありますので、引き続きご高配を賜りますようお願い申し上げます。

結びに組合員皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げますとともに関係者各位より尚一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。



総代会の壇上にて

第十四回通常総代会

【全議案原案通可決】

去る、令和四年五月二六日第十四回の通常総代会が、ひらたタウンセンタースシアターオズで行われた。

総代総数二五〇名の内、本人出席四二名、書面出席一四二名、委任状九名、合計一九三名を以って開催した。

最初に代表理事組合長高橋一泰より挨拶がありウッドショックによる事業量の変動や木材単価の変動、良好な決算状況を話題にあいさつした。
感染症予防の為に来賓の方の案内は控えさせていただいたので、直ちに議長を選任に入り、酒田市中牧田の佐藤伸二氏を指名し質疑に入った。
全九議案原案のとおり可決承認された。

上程された議案

●第一号議案

令和三年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案
注記表及び附属明細書承認の件

●第二号議案

令和四年度事業計画設定の件

●第三号議案

令和四年度借入金最高限度決定の件

●第四号議案

令和四年度余裕金預け入れ先金融機関決定の件

●第五号議案

令和四年度一組員に対する貸付金及び債務保証の最高限度決定の件

●第六号議案

令和四年度役員報酬決定の件

●第七号議案

令和四年度造林補助金事務取扱手数料率決定の件

●第八号議案

次期系統運動設定の件

●第九号議案

定款等一部改正の件

令和3年度 損益計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)単位：円

科 目	合 計
I 事業総損益	
1 収 益	467,462,689
2 費 用	277,799,874
事業総利益	189,662,815
II 事業管理費	
1 人件費	84,508,166
2 旅費・交通費	56,467
3 事務費	2,826,330
4 業務費	1,464,819
5 諸税負担金	3,193,767
6 施設費	15,392,608
7 雑 費	610,293
事業管理費計	108,052,450
事業利益	81,610,365
III 事業外損益	
1 事業外収益	810,053
2 事業外費用	1,131,838
事業外損益	-321,785
経常利益	81,288,580
IV 特別損益	
1 特別利益	113,243
2 特別損失	5
特別損益	113,238
税引前当期利益	81,401,818
法人税、住民税及び事業税	22,400,000
法人税等調整額	0
当期剰余金	59,001,818
前期繰越剰余金	12,561,068
当期未処分剰余金	71,562,886

【事業区分(部門別)】

部 門	費 用	収 益	損 益	
指 導	8,642,585	5,852,827	-2,789,758	
販 売	3,548,030	17,514,727	13,966,697	
森 林 整 備	森林整備	108,514,307	205,365,983	96,851,676
	利 用	151,836,249	234,717,152	82,880,903
	福利厚生	1,808,101	145,800	-1,662,301
	購 買	3,450,602	3,866,200	415,598
	金 融	0	0	0
計	265,609,259	444,095,135	178,485,876	
合 計	277,799,874	467,462,689	189,662,815	

令和3年度 剰余金処分案

科 目	内 訳	小 計	合 計
I 当期末処分剰余金			71,562,886
II 剰余金処分別			68,850,000
1. 法定準備金		12,000,000	
2. 任意積立金		56,850,000	
建築物修繕積立金	15,300,000		
森林整備機材等積立金	2,550,000		
森林整備活動積立金	14,000,000		
防除機材購入積立金	20,000,000		
損失補填積立金	5,000,000		
III 次期繰越剰余金			2,712,886



令和三年度の事業概要

春先より「第三次ウッドショック」といわれる事態となり木材需給状況がひっ迫し木材価格の上昇傾向が続いております。輸入木材の極端な減少は関東地域の需要を満たすことが出来ず木材価格の上昇を招いたものです。庄内共販所でも品薄の状態が続き、今もなお木材の不足感が続いています。

指導部門では、コロナ禍で中断していた地区座談会を開催し多くの組合員さんより参加を戴きました。人材の雇用と育成は、五名の採用と緑の研修生五名を育成し従業員の技術の向上をはかりました。軽トラ林業は、組合員より九十四台の集荷を果たし、一部農業用園芸ハウスへの納入をはたしました。環境譲与税関連として、森林経営管理実証業務を受託し、調査に協力しました。また、多くの学校から組合施設の見学であったり、インターシップを受け入れ学習の場としても提供しました。

販売では、一般用材、ラミナ材、チップ材の販売数量は立法換算で一万二千五百七十六m³で昨年度対比百三十一%、金額は九千二百三十三万円で百六十二%であった。昨年度冬季に買取した丸太の販売が数量と金額を押し上げました。森林整備は直接支援事業を始めとした除間伐で五十八haとなり、受託販売材積は立法換算で九千八百m³で前年の百二十%となった。また、森林と緑の

推進機構より山形県高性能林業機械トライアル支援事業や高性能林業機械導入支援（貸付）事業の支援をいただき、森林整備事業に活用させていただきました。

管内の松くい虫被害の状況は、昨年度までは減少傾向を示していましたが、材積で百十五%の増加、被害本数は百七%の増加を示し駆除の徹底を求められました。

購買事業では、事業物資が少し増加を見せましたが、イベント等がほとんどないため生活物資が減少しました。養苗品については、クロマツコンテナ苗木が一万本弱の生産となりました。

三年度は、次期系統運動の初年として、今後十年間の計画を作成しました。これは令和三年度を始期とする十年間の計画であり、新たな森林組合系統運動の具体的な取り組み内容を盛り込んだ運動方針とします。



令和四年度の運営方針

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、ウクライナ情勢の悪化による世界情勢が不安定な中で新たなスタートとなりました。

木材流通網の再構築を余儀なくされたウッドショックに不透明感を持ちながら、直接支援事業を中心とした間伐作業や、荒廃した森林の整備などの森林整備事業を昨年に引き続き展開し生産性の向上を目指します。そのためには組合所有の高性能林業機械（プロセッサ）の大幅な修繕を行い目標達成の糧とします。病害虫防除についても老朽化している防除機材の充実をほかり、地域経済の基盤となるクロマツ林の整備に向けていきます。

また、「森林環境譲与税」を活用した意識調査や説明会を開催し持続可能な森林整備を地区住民と共に考えたいと思っております。

さらには、組合もしくは、組合員が共同で行う林内路網（林道、林業専用道、作業道など）の補修や維持、森林保全など、地域における森林・林業活動の円滑な実施に資することを目的とした「森林整備活動積立金」を組合員の皆様に活用していただき、地域林業の為の手助けとなればと考えます。

各部門の方針として

指導部門

- ・ 森林整備の推進
- ・ 提案型集約化施策の推進
- ・ やまがた緑環境税事業の推進
- ・ 緑の雇用現場技能者育成対策事業の

実施

- ・ 作業班の労働安全衛生管理
- ・ 組合広報の発行、HP活用による情報発信
- ・ 森林経営計画並び環境税関連など地区座談会の開催
- ・ 自伐林家の軽トラ林業の啓蒙
- ・ ボランティア活動への参加とインターシップへの協力
- ・ 森林整備活動積立金事業の推進

販売部門

- ・ 補助制度を活用した林産請負事業の積極的推進
- ・ 一般用材・合板等集成材・発電用材・チップ用材・ペレット用材等販売事業の推進

森林整備部門

- ・ 組合員の間伐、造林、保育作業の拡大
- ・ 間伐実施推進事業の促進
- ・ 県・林業公社・市町有林の保育受託事業の実施
- ・ 森林整備機材等積立金を活用した機材の修繕
- ・ 森林病害虫の徹底駆除
- ・ 森林整備地域支援活動交付金事業の推進
- ・ 森林国営保険の加入促進
- ・ 病害虫等防除機材の更新
- ・ 労働災害補償制度等の加入促進
- ・ 林業労働安全性向上対策事業の活用
- ・ 林業関連資材の普及販売
- ・ 優良造林苗木の斡旋

森林整備活動 積立金制度の概要

令和三年度通常総代会が、令和四年五月二十六日にひらたタウンセンターシアターオズにて開催されました。

組合の決算状況は良好で、全九議案すべて原案のとおり承認されました。その中には、組合員の皆様にお知らせを兼ねて紹介したい新しい制度がございますのでお知らせします。

第一号議案剰余金処分案（本広報二頁下部記載）の中に森林整備活動積立金を総代会で承認いただきました。

この制度は組合もしくは、組合員が共同して行う一般林道、林業専用道、基幹作業道等の林内路網における通常の維持・補修、災害等の復旧並びに森づくりなどの活動を行う場合にこれに要する経費として使用するものとし、もって地域の森林・林業活動の円滑な実施に資することを目的とする事業です。なお、各活動事業における積立金の運用にあつては、県・市町等の補助金や事業を優先し原則重複は禁じています。

対象となる活動は次の通りです。

- 一、路網整備活動
- 二、森林保全等の活動
- 三、その他

現在は理事会において、本制度の要綱や要領など詳細を協議しているところで、制度開始は、令和五年四月一日より開始するよう計画しています。

地域で作業している林道や作業路の管理、不法投棄防止や山火事防止のお役に立てればと考えますので、お気軽に相談いただき、利用の検討を宜しくお願いいたします。

ただし、市町が管理し台帳にある路線、県・市町と補助金が重複する場合は、本制度が利用できない場合がありますのでご相談ください。



森林組合の 軽トラ林業活動

令和三年度の軽トラ林業は、七月から十二月までに搬入されました。

七月一台、八月一台、九月二台、十月六台、十一月十二台、十二月七十二台、合計九十四台の納入がありました。

また、農業施設への丸太についても八トほどの納入をしました。雪害や風害による倒木や枯れてしまったスギでも、枯れて間もないうちであれば引き受けますのでご相談ください。

今年の活動も、総代会終了後から開始され、入荷が始まりました。樹種はスギで材の規格は、長さは二m、径は小口で八cm以上、曲りは問いませんが、ふけている材は遠慮しております。用途としては、木質バイオマス用です。

また、九月には軽トラ林業の事業説明会と、チェンソーの使い方の研修会を計画しておりますので、関心のある方は連絡をください。



森林整備事業の補助金についてのお話

所有者への補助金が補助対象から外れて久しくなりますが現在主になっている補助事業制度を紹介いたします。

人工造林、下刈り、除伐、保育間伐、間伐、更新伐等に補助金申請している事業名は森林環境保全直接支援事業になります。

この事業は、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援します。支援対象となる作業は

- ・人工造林（地拵え、植栽）
- ・下刈り（十年生以下）
- ・枝打ち（三十年生以下）
- ・雪起こし（二十五年生以下）
- ・倒木起こし（二十五年生以下）
- ・除伐（二十五年生以下）
- ・保育間伐（六十年生以下又は伐採木の平均胸高直径十八cm未満）
- ・間伐（六十年生以下）
- ・更新伐（九十年生以下）

また、これらと一体的に実施する付帯設備等整備と森林作業道整備があります。

ただし、施業の集約化には森林経営計画ごとに実施箇所を取りまとめ申請したり、伐採木の搬出には1ha当たり十m³の木材を搬出

することが条件となっております。したがって、事業するにあたっては、森林経営計画の樹立が原則必要になります。

森林経営計画とは、森林の有する多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立するため、まとまりのある森林を五か年の森林施業及び保護に関する計画を作成するものです。

作成者は森林所有者等や、委託を受け森林組合等で作成し市町村長が認定します。計画は五年間の造林、保育、伐採の実施、作業路網の整備、森林の保護に関する事項があり、補助率や関連制度を有利に進めることが出来ます。

森林の手入れを考えている組合員の方は、一度森林組合まで相談ください。



森林整備の実施状況について

森林組合では平成二十四年度より施業集約化により事業を行っております。補助の状況等により各年度まちまちですが概ね左表のとおりとなります。

また、上記の支援事業のほか、山形県緑環境税や酒田市主体の制度を活用しながら整備に努めております。

施業集約化の実施状況

事業年度	区域面積 (ha)	搬出材積 (m ³)	所有者人数 (人)
24	26.28	1,519	6
25	19.69	931	367
26	85.21	7,300	65
27	143.41	2,747	85
28	22.12	2,158	49
29	55.72	6,782	51
30	37.01	4,747	30
元	40.08	4,270	48
2	50.53	7,619	76
3	73.17	9,807	71
計	553.22	47,880	848



**新
人
紹
介**

前回の広報発行から新しい仲間が増えました。皆さんに紹介します



後藤 亮太(28)
庄内町榎島在住



大野 拳士郎(27)
庄内町余目在住



菅原 奏良(21)
遊佐町吉出在住



永田 健二(25)
酒田市新橋在住



齋藤 陽介(36)
遊佐町比子在住



阿蘇 智沙人(26)
酒田市宮内在住

賦課金徴収について

令和四年度分の賦課金徴収については、第十四回通常総代会の事業計画が承認され、今年度分賦課金の徴収はしないことになりましたので、ご承知下さるようお願いいたします。

松くい虫

防除作業について

防除については毎年ご協力を頂きます。誠にありがとうございます。

森林組合としましても先人が守り育ててきた松林を守るため防除作業を進めております。

春の防除のほか、秋にも関係機関との連携のもと、計画的且つ迅速に対応していきますが、防除を行うにあたり、皆様の私有地や私道に立ち入ることとなりますので、何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

作業には万全を期す所存ですが、園芸施設や塩ビ管破損等その他の不具合がございましたら、遠慮なく組合まで連絡ください。う、重ねてお願い申し上げます。

組合員資格の

変更届について

組合員の方で山林の相続や売買

などにより、所有名義や所有面積等の移動があった場合はご面倒でも変更の手続きをお願いします。

届出の用紙は本所並び支所にございますので、必要事項を記入のうえ提出願います。不明な点があれば組合までご一報ください。

組合員情報は、個人情報保護規程に基づき取扱いを行いますので、他の目的に利用及び提供することは一切ございません。

**森林の土地を
取得したときは
届け出が必要です**

森林の土地の所有の把握を進めるため、平成二十四年四月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届け出制度が創設されました。

個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、事後の届け出として森林の土地の所有者届出が必要です。

所有者となった日から九十日以内に、取得した土地がある市町村の長に届け出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続の日から九十日以内に法定相続人の共有物として届け出をする必要があります。

表彰状の贈呈

森林組合の役員として多年にわたり組合運営に尽力いただいた功績に対し敬意を表し、この度の総代会において表彰状が贈られました。

酒田市中野俣字備畑 高橋 治雄氏 (勤続30年)

酒田市楯橋字大柳 板垣 仁兵氏 (勤続21年)

長い間本当にご苦労様でした。

総代会にともなう 皆様のご意見

Q 次期系統運動設定について、女性役員の起用を、ほとんどが男性組合員の中でどのようにして対応していくのか。

A どの団体でも同じような問題を抱えていると考えます。役員、総代の高齢化問題もあり、バランスの良い年齢層を目指すと思いますが、おりにいかないと感じています。

若い世代が仕事を休んで理事会や総代会に参加することがほぼ無い現状があります。

原因の一つに報酬の問題があると考えられ、それにより女性や若い世代が参加しやすい環境が出来るのではないかと思います。

Q 役員報酬や総代の報酬が安いのではないかと、報酬について声を上げるのは組合長が声を上げないと変わっていかない。

その際は、女性役員や若年層役員の起用の為などの目的が明確である事が必要。

A そう出来る様努力いたします。

Q 令和四年度事業計画の基本方針の総括に、森林整備活動積立金とあるが、今まで自身の地区では林道の整備を毎年行っていた。その活動に補助をしてくれる積立金と理解していいのか。

A 組合員に利益の還元の意味でこの積立金制度を制定しました。希望する複数の組合員の集まりや、自治会、団

体に対する資材代や、油脂類の補助をする予定です。現在要綱や詳細を作成しているところです。

Q 組合運営は経済的に良好なようだが、私の地区において今後どのようなメリットがあるのか。

A 剰余金処分案において森林整備活動積立金を起案し総代会にて承認を頂きました。

本積立金は組合や、組合員が共同で整備している林道・作業路等の整備に、対し主に活用していただく制度です。

現在理事会において要綱を作成し、調査実証を重ね、又組合員への周知を行いながら次年度より運用開始に向けて準備しているところです。

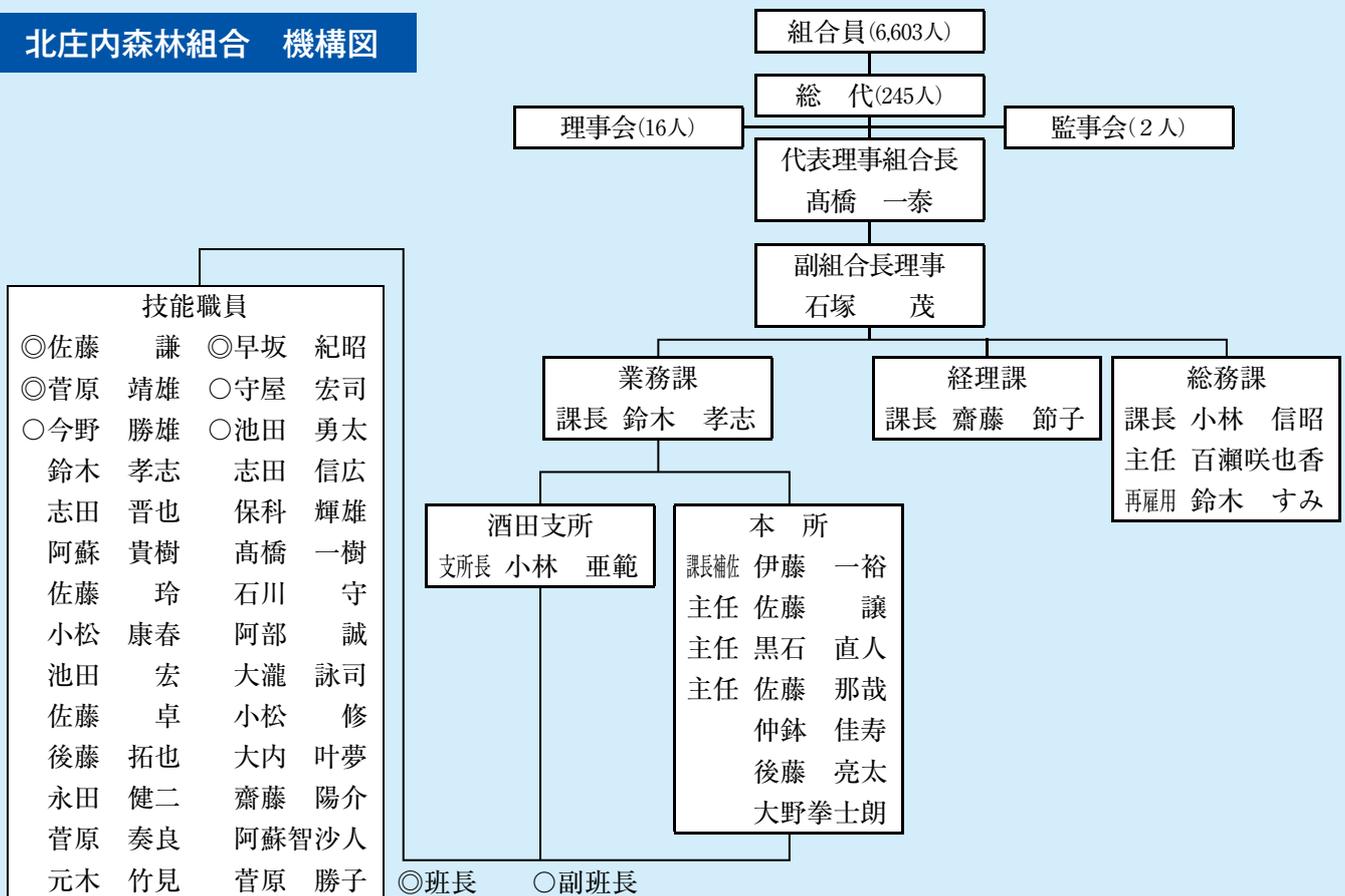
地域や組合員同士で行っている林道の草刈りや、砂利敷等に活用できますので、地区内で活用検討をして頂きたいと思えます。

Q 次期系統運動の十年後の組合員還元目標において、間伐で1㎡当たり七千五百円、主伐で1㎡当たり一万二千五百円に設定してほしい。

A 示された金額は、売却時の平均価格になると理解しております。森林組合においても販売時にはこれと同じような金額で売却することとなります。

したがって、その販売金額より伐採経費、集積経費、運搬経費等を差し引いた金額を組合員に還元することになります。還元金額が間伐で二千円/㎡、主伐で三千円/㎡を目標にすることをご理解をお願いいたします。

北庄内森林組合 機構図



地区座談会の開催について



昨年は、十一月に開催いたしました。たくさんの方員の方にご参加いただきありがとうございます。今年度の地区座談会は、新型コロナウイルスの感染者の発生がとても多く、現在開催日の確定までに至っておりません。

開催可能な状況に至りましたら、皆様にご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

令和4年度 庄内木材センター6月市況

樹種	長級 (m)	径級 (cm)	高値	中値	安値	前回比	備考
スギ	4.00	36上	21,240	17,280	16,200	●	選木
//	//	30上					
//	//	20上	17,280	16,920	16,560	△	
//	//	14~18					
//	//	13下					
//	3.65	20上					
//	//	14~18					
//	3.00	20上	18,180	16,920	-	●	
//	//	14~18	-	16,200	14,040	●	

単位：円/m³

△高 ○保合 ●安

一般材中心の市となりました。

時期的に虫害が懸念される中で、前年比同で価格歩合となっており、特に中目材引き合いが強い状況です。依然、虫害の時期が続いていることから、出材の際は、早めの運搬をお願いいたします。